

令和5年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務委託仕様書

1 業務委託名

令和5年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務委託

2 業務委託の概要

(1) 目的

甲府市内には、甲州味噌、地ビール、更には日本ワイン発祥の地としてのワイン等発酵食品が多く、発酵文化が根付いている。また、ジュエリー産業に関してはドイツのイーダー・オーバーシュタイン市と並ぶ「世界二大宝石加工の街」で、世界的にも珍しい宝飾の集積産地でありその出荷額は全国でもトップクラスである。

これら素晴らしい文化をもつ本市の魅力を、市民はもとより全国に発信するため、リアル及びオンラインにて、はっこうマルシェを開催する。

また、ワイン発祥の地甲府をPRするツアーを同日に開催し、本市の地場産業を積極的に発信していく。

(2) イベント開催日及び会場等

ア リアルイベントの開催日

令和6年3月2日（土） 午前10時から午後4時とする。

主会場 甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場

サブ会場 甲府市歴史公園

イ オンラインイベントの開催日

令和6年2月23日（金）から令和6年3月3日（日）とする。

会場 オンライン特設サイト

ウ ワインバスツアーの開催日

令和6年3月2日（土） 午前8時（集合）から午後6時（解散）とする。

都内から日帰り往復のツアーとすること。

(3) 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和6年3月29日（金）とする。

3 業務内容

業務の目的を踏まえたイベントの開催・実施に必要な全ての業務を含むものとする。

(1) リアルイベントに関する企画運営業務

ア 甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場でのイベント

(ア) 発酵食品等の飲食及びジュエリー・クラフトマルシェの実施

発酵食品を中心とした飲食、およびジュエリー・クラフトを含む物販事業者を合わせて45店舗程度確保し、イベントを実施すること。

なお、出店者については、次のいずれかの内容を満たすものとする。

- ・甲府市の味噌、醤油など発酵食品を扱う事業者
- ・甲府市産のワインを含む地場産品を提供できる事業者
- ・甲府ブランド認定品を提供できる事業者
- ・市外、県外の事業者は、集客力のある事業者

(イ) 出店者負担金について

各出店者に対しては、出店者負担金として1テント（3坪）当たり1万円、持ち込みテント5千円を受託者において徴収し、委託者に徴収した金額の全額を入金すること。

(ウ) 来場者を楽しませる企画の実施

会場内にステージ等を設け、来場者を楽しませる企画（ステージイベントを含む）を実施すること。なお、その企画において来場者に商品を提供するなど、費用が発生する場合は委託料に含めること。

(エ) その他

藤村記念館も使用できるものとする。
出店者・出演者用の駐車場を確保すること。

イ 甲府市歴史公園でのイベント

(ア) 甲府市の事業者を応援するイベントの実施

店舗を持っていない、または開業して間もない事業所を応援することを目的として、飲食や物販を扱う事業者を15店舗程度確保し、イベントを実施すること。なお、出店者については、次の内容を満たす出店者を募集すること。

- ・甲府市内の事業所、または市民であること
- ・開業して間もない（3年程度）事業者であること
- ・店舗を持っていない事業者であること

(イ) 出店者負担金

各出店者に対しては、持ち込みテント3千円を基本とし、3坪テントを希望する場合には8千円を受託者において徴収し、委託者に徴収した金額の全額を入金すること。

(ウ) 来場者を楽しませる企画の実施

子どもから大人まで来場者を楽しませるワークショップ等の企画を実施すること。
なお、その企画において来場者に商品を提供するなど、費用が発生する場合は委託料に含めること。

(エ) ステージイベントの実施

会場内にステージを設け、来場者を楽しませるステージイベントを実施すること。
なお、甲府市の事業者がPRできる機会を設けること。

ウ リアルイベント会場にて来場者アンケートを実施すること。

エ 来場者見込み数を示すこと。

(2) オンラインイベントに関する企画運営業務

はっこうマルシェを発信するオンライン特設ホームページを開設し、オンラインマルシェを開催すること。

ア 事業の目的を踏まえた内容のサイトを構築すること。

イ オンラインマルシェで販売できる業者は、はっこうマルシェの会場で出店している事業者で、ECサイトを持つもの、「甲府之証」認定事業者、甲府市内のワイナリー、印伝を主として販売している事業者とする。なお、オンライン出店に関する費用は徴収しないこととする。

ウ 甲府市の地場産品を含むセットを販売、及び商品の発送を行うこと。

価格帯は2,000円～3,000円とし、100セット以上を販売すること。

エ オンラインアンケートを実施すること。アンケート企画において商品を提供するなど、費用が発生する場合は委託料に含めること。

オ アクセス数の見込みを示すこと。

- カ 来場者が安全に参加できるよう、オンラインマルシェ実施中はセキュリティの強化や、不正アクセス、障害などの防止策を講じ、安定した通信環境等を維持すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかに委託者に連絡を行うとともに、早急に原因と影響範囲調査、障害解消対応を行い、動作確認を行うとともに委託者へ最終報告を行うこと。

(3) ワインバスツアーの実施

都内在住の方を対象に日本ワイン発祥の地として本市のワインを PR するバスツアーを造成すること。

- ア 参加者募集についてはターゲットを示し、最大50人を募集すること。
- イ 参加費を提案すること。
- ウ 参加者がワインを試飲しながら昼食が摂れる場所を確保すること。
- エ 市内のワイナリーや、こうふはっこうマルシェを見学コースに入れること。
- オ ワインや地場産品を購入できる機会を設けること。
- カ 往復のバス内をワイン PR の場として有効に活用できる企画を実施すること。
- キ 著名人によるワインセミナー等を開催し、武田神社で採取された酵母を用いた本市のワイン等について興味を喚起する企画を実施すること。
- ク ノベルティやお土産品などについて示すこと。
- ケ 参加者がSNS等を活用し、本事業についてPRするような仕組みを提案すること。

(4) 広告宣伝・PR周知業務

ア 効果的なイベント周知の実施

はっこうマルシェの認知度向上及び、集客のための効果的なPRについて周知方法を示すこと。

また、ワインバスツアーについては募集方法を示すこと。

イ 広告宣伝物等の作成

事業の目的を踏まえ、ポスター・チラシ・パンフレット・のぼり旗等をデザインして作成し、納品すること。

(ア) ポスター

- ①規格 B2版・縦・4色刷り片面カラー
- ②用紙 コート紙、135kg
- ③作成 1,000枚
- ④納期 令和6年1月15日(月) (電子データ及び印刷物)
- ⑤データ 電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

(イ) チラシ

- ①規格 仕上がりサイズA4版・縦・4色刷り両面カラー
- ②用紙 コート紙、90kg
- ③作成数 10,000枚
- ④納期 令和6年1月15日(月) (電子データ及び印刷物)
- ⑤データ 電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

(ウ) 当日用パンフレット

- ①規格 仕上がりサイズA4版・縦・4色刷り両面カラー、4ページ（二つ折り）
- ②用紙 マットコート紙、90kg
- ③作成数 5,000枚
- ④納期 令和6年2月29日（木）（電子データ及び印刷物）
- ⑤データ 電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF（印刷用高解像度）形式にて納品すること。

(エ) のぼり旗

- ①規格 仕上がりサイズ（W450mm×H1,400mm）、4色刷りカラー
- ②作成数 100枚
- ③納期 令和6年2月16日（金）
- ④データ 電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF（印刷用高解像度）形式にて納品すること。

(オ) ワインバスツアー専用のパンフレット等を作成し、参加者に配布すること。

(5) はっこうマルシェ開催に係る会場設営・撤去等業務

主会場（甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場）及び、サブ会場の（甲府市歴史公園）の管理を行うNPO法人甲府駅北口まちづくり委員会と必要な協議を行い、来場者の動線、景観、安全等に配慮し、適切な措置を講じて設置し、イベント終了後は速やかに撤去すること。なお、会場内はテントを固定するための杭等（掘削を伴うもの）が使用できない。

ア 会場内の装飾

事業の目的、イベント名称に基づき、会場内の装飾を企画し実施すること。なお、飲食、物販店のテント等装飾においても同様に行うこと。

イ イベントステージ設営

主会場、及びサブ会場にイベントで使用するステージを設置すること。

ウ 出店者テント等の設営

(ア) 主会場の飲食・物販テントは、3坪テントを基本とする。各テントは、装飾看板・長机2台・椅子4脚・テーブルクロス・コンセントを備品として揃え、安全管理を目的としたウエイトを設置すること。必要に応じ、三方幕等を設置すること。

(イ) 主会場には、出店者が利用する冷凍車、冷蔵車を各1台、配置すること。

(ウ) 主会場のジュエリー・クラフト及びサブ会場の出店者は、持ち込みテントを基本とする。準備、設営、撤去は、出店者対応とし、費用は委託料に含めないこと。ただし、安全管理のためウエイトの設置は、受託者の負担で行うこと。

また、別途レンタル備品の希望があった場合は、出店者負担とし、手配等に協力すること。

(エ) 出店者に対しては、出店に伴う説明会等を実施するとともに、出店マニュアルを作成すること。

エ 来場者飲食・休憩用のテント等の設営

- (ア) 主会場、サブ会場ともに、テント・机・椅子等を設置すること。来場者を勘案する中で必要な大きさや数を設置すること。
- (イ) 委託者使用テントの確保
主会場にテント（総合案内1、PRテント2、スタッフ控え1、救護1）を設置すること。
サブ会場にテント（案内1・スタッフ控え1）を設置すること。
- (ウ) 会場内における照明等電源設備や音響設備・給排水設備等の設営
電気工事やシンクの設営等必要な設備を設置するとともに、使用する光熱水費について実費が求められる場合は受託者において支払うこと。
- (エ) その他、必要な設備があれば設置すること。

オ 看板等の設営

- (ア) 来場者に対して会場の導線やレイアウトのわかる看板の設置を行うこと。
- (イ) 運営上の立ち入り制限区域などを示す簡易サイン等を設置すること。

カ 会場内の清掃美化

会場内に、市内の収集方法に準じ、可燃・資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル）に分けたゴミ箱を設置すること。また、受託者により定期的な巡回を行い美化に努めること。
なお、イベント終了後における集積したごみの収集手配は委託者において行う。

キ 会場レイアウトの作成

主会場及びサブ会場のレイアウトを作成すること。

(6) 出店団体への連絡調整業務

- ア 来場者への安全を図り、当該イベントでの注意事項等を記載した出店マニュアルを作成し、各出店者に周知を図ること。
- イ 緊急の場合のみならず、各出店者との連携が図られるよう、連絡先一覧もしくは、メーリングリスト等を作成すること。
- ウ その他、委託者と協議し、イベント運営に係る決定事項については、速やかに出店者に報告・連絡をし、イベント開催に支障がきたすことのないようにすること。

(7) 関係機関との事前調整及び届出業務

- ア 会場を使用する際に、NPO法人甲府駅北口まちづくり委員会・山梨県中北建設事務所・保健・警察署・消防署等の関係機関との協議が必要な場合はこれを行い、申請・届出に必要な書類・資料等について作成すること。また、各種使用料等の経費が発生した場合は支払うこと。
- イ 救護における保健師の手配及び会場内外を安全に管理する警備員等を手配すること。

(8) イベント開催に伴う保険手配業務

事故、食中毒等の発生に備え賠償責任保険等に参加すること。

(9) 来場者計測業務

来場者を計測し報告すること。なお、実施に必要な器具・手法・人員は、受託事業者において手配を行うこと。

(10) アンケート調査業務

はっこうマルシェ来場者に対して200人以上にアンケート調査を実施すること。
また、ワインバスツアーは参加者全員に実施すること。

(11) 無線機器手配業務

主会場に2台、サブ会場に2台 ほか必要台数を手配すること。

(12) 運営マニュアル作成業務（バスツアー共通）

運営マニュアルを作成し、従事する全ての関係者と共有すること。

防火・事故防止等安全対策ほか、雨天・降雪時や突発的なトラブル時の対策（中止も含む）等の危機管理について記載し、遅くとも開催日10日前までに印刷物・電子データで委託者に提出すること。

4 実績報告書作成業務

「3 業務内容」に関する資料、記録写真、報告書等をまとめ、紙及び電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存）で提出すること。

5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 甲府市都市公園条例等関係法令を遵守すること。
- (3) 業務における成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属すること。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 災害等の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、委託者・受託者の責任によらない事情により、イベントが中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と受託者との間で協議を行うこと。